

様式第6号（第3条関係）

情報公開請求却下通知書

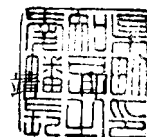
16幡福第331号

平成16年5月20日

榊原悟志様

（実施機関の長）

幡豆町長 渡 辺



平成16年5月12日に請求のあった情報の公開は、次のとおり却下することと決定しましたので、幡豆町情報公開条例第10条第1項の規定により、通知します。

請求の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
情報の件名 又は内容	成年後見制度に係る町長による審判の請求に関する以下の文書。 ① 審判の請求手続等の詳細（被後見人等対象者の決定基準等を含む）を定めた要綱、内規等。 ② 審判請求及び成年後見制度活用に係る平成15年度及び平成16年度予算の詳細（対象予定業務、想定件数、金額等）を記載した文書。 ③平成12年度から平成15年度の各年度ごとの、審判請求実績（件数及び費用）を記した文書。	
却下の理由	幡豆町情報公開条例第10条第1項第2号に該当 ①の文書は、存在しません。 ②の文書は、存在しません。 ③の文書は、実績もなく存在しません。	
公開できる ようになる 時期	<input type="checkbox"/> 年 月 日（ ）以降に再度請求してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 現在、請求に応じられる予定はありません。	
担当課名	福祉課	電話番号 （内線） 0563-63-0155 (602)

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に実施機関に対して異議申立てをすることができます。